

《Ⅰ. 研究報告》

助成年度 Grant Year	2023 年度
研究テーマ Research Title	受給者の終末期ケアに対するケースワーカー業務の実態と看取り意識に関する研究
研究代表者 Representative	佐藤繭美
代表者所属機関 Organization	法政大学
職名・課程名 Position/Program	教授

①研究概要

研究の背景、目的・リサーチクエスチョン、学術的重要性、対象について記述してください。

1. 研究の背景

終末期ケア領域において、アドバンス・ケアプランニング（以下、ACP）の実施に関しては、厚生労働省の推進の下、診療報酬や介護報酬に組み込まれ、医療や介護に携わる専門職は、看取りについて意識しなければならない状況が生じている。しかしながら、生活保護受給者（以下、受給者）については、医療や福祉サービスの対象者となっていれば、ACP の作成に専門職が携わることになるが、生活保護のみの受給対象者であれば、医療機関の受診等がない限り、ACP の作成対象とはならない。また、生活保護担当職員であるケースワーカーは行政職員でもあり、ACP 業務に携わることは想定されていない状況にある。

だが、単身である受給者の看取りに立ち会うことや終末期の思いを受け止める役割を担っているケースワーカーも数多く存在する。その働きは、現状では生活保護事務の範囲を超えての関わりとなっていることは明白である。データからもそうした職務範囲を超えた関わりになることが容易に推測される。たとえば、厚生労働省の被保護者調査（2022 年 10 月）では、「高齢者世帯」数は 907,820 世帯 55.2%となっており、今後も増加が見込まれている。さらには、生活保護の「死亡廃止」については高齢世帯の廃止の内 61%となっている。このようなデータからは生活保護担当職員による担当被保護者の看取りケアに関わる機会の増加は明白であり、そこに手を打たない限り、担当職員の職務範囲の膨大さに加え、疲弊する職員数の増加にも拍車をかけることになりかねない。

こうした懸念を抱えているさなかの 2023 年に、A 自治体において発生した生活保護業務不適切事例¹は、受給者を死後放置するといった自治体職員の対応について「故人の尊厳」を無視した状況にあったとして社会的批判を受けた。ケースワーカーが受給者の死亡を把握していたにもかかわらず、在宅死した受給者が死後 2 ヶ月以上もそのままアパート居室に放置されていた。ケースワーカーの事務遅滞により故人の尊厳が損なわれたことが大きく問題として扱われただけでなく、福祉事務所内担当部署の管理監督についても大きく非難を受けたものであった。

一方で、ケースワーカーが抱える業務が属人的であり、その過酷さについても言及されてきた。本事例では、経験の浅い自治体職員が電話一本で遺体の受け取りを依頼され、アパートで遺体を 1 人で引き渡されてしまっている。心理的負荷や、一人で抱え込んだまま時間だけが経過していく焦燥感は想像するにあまりがあるものである。

この状況の背景として、生活保護法や実施要領といった根拠規定において、生活保護ケースワーカーが遺体の受け取りをする業務はどこにも明記されておらず、細かな手続きも公式には定められていない。受給者の死に際してケースワーカーの業務は、遺留金の取り扱いを除き明記されていない。そのため、就労自立等の「自立」を目的とする生活保護の根幹をなす各給付と異なり

¹ 令和 5 年 1 月、都内 A 区で生活保護を受給していた 60 代男性宅を訪問した介護ヘルパーが、自室で倒れている男性を発見。介護ヘルパーから連絡を受けた訪問診療医が死亡を確認し、その場で死亡診断書を作成した。その後、訪問診療所のソーシャルワーカーが、担当 CW に男性の死亡及びご遺体の近くに死亡診断書が置いてある旨を電話で伝えた。しかし、担当 CW は死亡後の対応を行わないまま 2 か月半が経過した。令和 5 年 3 月、当該男性に福祉用具を貸与していた事業者が用具の回収のために男性宅を訪問したところ、ご遺体を発見した。

受給者の「死」についてはこれまで注目されてこなかった。今回の事例のように、ケースワーカー一人に過度に負担を与え属人的な運用となってしまうことが大きな課題であり、受給者の終末期や看取りに関しては対象の範疇として捉えられていないことが明白であった。生活保護制度は、申請主義であり、本人が終末期の状態を困りごととして認識して申請をしない限り、保護費は原則支給されない。加えて、行政処分として支給決定がなされるため、受給者の死後に支給決定できない。そのため、「葬祭扶助」は、死亡者（受給者）ではなく、葬祭執行人に対して行われる。民生委員に対しては資力調査不要だが、親族等が葬祭を執行した場合には資力調査を要する。こうした現状は、受給者本人の希望する看取りのあり方、葬儀のあり方などを叶える状況にはなっておらず、社会福祉の専門職であるケースワーカーは、受給者の終末期の思いや希望を受け止める存在とはなっていない。

また、受給者は、自身の死に対して非被保護世帯と比べて高齢者や独居の割合や孤立リスクが高いなど終末期に向けて脆弱な立場であることは否めない。孤独死の多くを占める高齢単身世帯は受給者においてもかなりの割合を占める。また、最低生活費で生活するに当たり、自身の「終活」として、諸活動を行う余裕も当然に限られてくることが容易に想定されるものであり、ケースワーカーが終末期の意思決定を支援しそれを実現することは現状において、困難であることが予想される。この問題は一人のケースワーカーの事務懈怠として捉えるのは問題を矮小化するものであり、制度論の限界点と課題との整理を行う必要があると考えられる。

このように、受給者自身が、金銭だけでなく、人的な支援が不足し、十分な選択肢が与えられていないように思えるなかで、生活保護制度下においてどのような体制が取られているのか。生活保護制度を利用する人々の死が、本人の意思決定の元になされているのか、それを支援する体制となっているのか。今後、より一層進展する高齢化を背景に受給者として最期を迎える国民の増加は不可避である。貧富の差に関係なく自らの人生の終わりに向けて意思決定が尊重される社会の実現のため、受給者の看取りに関する実態の整理が急務である。

2. 研究の目的

本研究では、受給者の終末期に対して、そこに携わる生活保護実務を担うケースワーカーの対応について明らかにしていくとともに、全国のケースワーカーを対象にアンケート調査ならびにインタビュー調査を行い、受給者を看取ることについてどのような意識を有しているかを把握することを目的とする。

3. 学術的重要性

本研究において、これまで皆無に等しかった受給者の看取りケアの実態やそこに携わるケースワーカーの状況について整理を行うことで、現場のケースワーカーの抱える困難解消にむけた方策についての視座を提供することとなる。また、本研究を経ることにより、受給者本人の死への意思決定支援のあり方を検討することが本研究の最終到達点となる。

4. 研究対象

本研究は、全国の福祉事務所において、生活保護実務に携わり、且つ受給者の看取りに携わった経験のあるケースワーカーを対象とした。

②研究の経過（研究課題Ⅰ）

研究課題Ⅰについて、課題名と実際におこなった内容を具体的に記述してください。

研究課題Ⅰ：受給者の終末期ケアに対するケースワーカー業務の実態と看取り意識に関するアンケート調査とその結果

実施内容：

（1）調査内容

本研究では、全国の生活保護業務を実施している自治体のケースワーカー及び査察指導員に対し、アンケート調査を実施した。2024年2月に、全国1,278ヶ所の福祉事務所に調査用紙を発送し、各事務所で2名の回答を依頼した。発送した質問紙は、合計2,556通となった。調査内容は、回答するケースワーカーの個人属性、職場情報、過去に担当して亡くなった受給者に関する情報を中心に回答を依頼した。

（2）分析方法

データの特性を把握するために対象者の属性等の各項目について単純集計にて示していく。なお、統計解析には、IBM SPSS 29.00を使用した。

（3）調査の回収率

2024年6月末まで回答を回収し、1,187通の回答を得た（回収率46.4%）。うち白紙の提出が18通あった。なお、別に10の自治体又は福祉事務所から回答出来ない旨の返答があった。ここから、不正回答が極端に多かった2通について除外し、結果として有効回答は1,167通（有効回答率45.6%）となった。

（4）倫理的配慮

本研究は、法政大学大学院人間社会研究科研究倫理委員会の承認（研倫23024_2号）を得て、許可された研究計画に従い実施した。アンケート調査においては、質問紙の表紙において、調査研究の趣旨ならびに個人情報保護、倫理的配慮、研究発表等に関する説明を行った。質問紙は郵送による返信をもって同意を得たこととした。

（5）調査結果

①対象者の基本属性（表1）

a.性別：「男性」が73.5%（855名）、女性が24.7%（287名）、「回答したくない」が1.8%（21名）となり、「男性」が最も多かった。

b.年齢：「25～29歳」が最も多く、20歳から39歳までが全体の6割を占めている。

c.学歴：「高校卒業」が8.6%（99名）、「短期大学卒業」が4.1%（47名）、「4年制大学卒業」が85.2%（985名）、「大学院修了」が2.2%（25名）となり、「4年生大学卒業」が多数を占める結果となった。

d.保有資格：「社会福祉士」が23.7%（262名）、「精神保健福祉士」が4.9%（54名）、「介護福祉士」が3.4%（38名）、「保育士」が3.6%（40名）、「看護師」が0.6%（7名）となり、「社会福祉士」が最も保有率が高くなった。

e.勤続年数：「1年未満」17.4%（202名）、「1～4年」54.6%（635名）、「5～9年」が22.7%（264名）、「10～14年」が3.8%（44名）、「15～19年」が0.9%（10名）、「20年以上」が0.7%（8名）となった。「1～4年」だけで過半数を占め、さらに「1年未満」も足すと全体の7割をも占めた。

f.担当ケース数：「60世帯未満」が21.7%（252名）、「60～79世帯」が29.0%（336名）、「80～

99 世帯」が 30.1% (349 名)、「100～120 世帯」が 13.2% (153 名)、「121 世帯以上」が 5.2% (60 名)、「応えたくない」が 0.8% (9 名) となった。

g. ケースワーカー自身の死別経験：回答者の最近 5 年間の身近な人の死別体験を複数回答可で尋ねた。その結果、「病院での看取り」をあるとした回答が 23.7% (274 名)、「在宅での看取り」をあるとした回答が 6.1% (70 名) となった。

h. ACP に対する認知：質問紙上で ACP の用語説明をした上で、回答者の ACP に対する理解について最も当てはまるものを尋ねた。その結果、「ACP について意味も含め知っていた」が 10.5% (122 名)、「ACP の意味は知らないが聞いたことはある」が 17.7% (206 名)、「ACP は全く知らない」が 70.7% (821 名)、「その他」が 1.0% (12 名) となった。

②福祉事務所の体制（表 2）

a. 福祉事務所の設置主体：福祉事務所の設置主体については、「市区」が 79.9% (932 名)、「都道府県」が 13.5% (157 名)、「町村」が 4.4% (51 名)、「無回答」が 2.3% (27 名) 名となった。市区の設置している福祉事務所に所属する回答者が多数を占めた。

b. 「受給者死亡前後のケースワーカー業務に関する処理マニュアル等」について

回答者の所属する福祉事務所の「受給者死亡前後の CW 業務に関する処理マニュアル等」の有無について複数回答可で尋ねた。その結果、「自治体として備えている」が 7.3% (78 名)、「部署内で備えている」が 31.4% (336 名) となった。なお、「特に存在しない」が 63.1% (676 名) となった。自治体として福祉事務所を横断して備えるよりも、各部署内でのマニュアル等として用意されていることが分かった。さらに自治体ないしは部署にマニュアルがあると答えた回答者を対象にその内容について複数回答可で尋ねた。その結果、「葬祭扶助の決定方法及び廃止や減員の手続き」が 68.2% (324 名)、「葬祭業者への連絡及び手続き」が 50.6% (241 名)、「葬祭執行人やそれに準ずるものとの連絡調整及び手続き」が 51.8% (246 名)、「親族との連絡調整や手続き」が 48.6% (231 名)、「医療機関や介護施設との連絡調整や手続き」が 31.4% (149 名)、「自治体として備えている」が 6.8% (78 名)、「本人の葬儀や埋葬に関する意思確認に関わる手続き」が 25.5% (121 名)、「本人の医療に関する意思確認に関わる手続き」が 5.5% (26 名) となった。「葬祭扶助の決定方法及び廃止や減員の手続き」を内容とするものが多数であった一方で、「本人の医療に関する意思確認に関わる手続き」は 5.5% と最小となった。

c. 受給者の意思決定支援についての研修の有無

回答者の所属する福祉事務所の「受給者の意思決定支援についての研修の有無」について複数回答可で尋ねた。その結果、「都道府県等の合同研修で行っている」が 1.5% (18 名)、「自治体として実施している」が 1.4% (16 名)、「自治体として備えている」が 6.8% (78 名)、「福祉事務所として実施している」が 1.8% (21 名) となった。なお、「自治体として備えている」が 6.8% (78 名) となった。「特に存在しない」が 66.8% (770 名)、「分からない」が 28.4% (327 名) であった。

d. 受給者の利用可能な終活支援事業等の有無

回答者の所属する福祉事務所の「受給者の利用可能な終活支援事業等の有無」について尋ねた。その結果、「自治体として実施している」が 7.1% (82 名)、「福祉事務所として実施している」が 2.1% (24 名)、「特に存在しない」が 69.3% (802 名)、「わからない」が 21.5% (249 名) となっ

た。

③亡くなった対象者へのケースワークについて（表3）

a.訪問計画回数

対象者に関して、年間の訪問計画回数を自由記述で尋ねた。その結果、「0回」が3名、「1回」が111名、「2回」が306名、「3回」が208名、「4回」が339名、「5回」が6名、「7回」が1名、「8回」が1名、「9回」が2名、「10回」が4名、「12回」が59名となった。また、11名は年間12回よりも多い訪問回数となっていた。ケースワーカーの印象に残っている亡くなった受給者の生前の計画訪問回数は、2回から4回に全体の約75%が集まった。

b.葬祭実施方法についての意思確認

葬祭の実施についての対象者への意思確認について尋ねた。その結果、「主が元気な時から実施」が6.9%（78名）、「死期が迫ったタイミングで実施」が13.6%（153名）、「実施していない」が79.4%（892名）となった。対象者の約8割が葬祭の意思確認が実施されないで亡くなっていることが確認された。

c.葬祭実施方法についての親族との連絡調整

葬祭実施方法についての親族との連絡調整について有無及び時期を尋ねた。その結果、「主が元気な時から実施」が4.8%（48名）、「死期が迫ったタイミングで実施」が19.7%（222名）、「死後に初めて連絡を実施」が41.9%（472名）、「実施していない」が34.2%（385名）となった。余裕を持って親族と連絡調整がなされているのは全体の約5%と少なく、親族への葬祭に関する調整は実際に死期が迫って若しくは死後に行われることが分かった。また、親族への連絡をしていない者も3割以上いることが確認された。

d.地域包括支援センターとの連携の有無

対象者の見守りに関しての地域包括支援センターとの連携の有無を尋ねた。その結果、「あり」が25.2%（284名）、「なし」が74.8%（844名）となった。なお、65歳以上の対象者に限ると「あり」が31.6%（244名）、「なし」が68.4%（528名）となった。また、40歳以上65歳未満の対象者に限ると「あり」が11.4%（37名）、「なし」が88.6%（289名）となった。ケースワーカーの印象に残っている亡くなった受給者に関して、半数以上に関してケースワーカーと地域包括支援センターの連携がないことが確認された。

e.看取り体制構築に向けた医療・ケア職とのカンファレンス開催の有無

対象者に関しての看取り体制構築に向けた医療・ケア職とのカンファレンス開催の有無を尋ねた。その結果、「あり」が12.3%（139名）、「なし」が87.7%（990名）となった。ケースワーカーの印象に残っている亡くなった受給者の約9割について、ケースワーカーが医療・ケア職との看取り体制構築に向けたカンファレンスに参加していないことが確認された。

f. 民生委員との情報連携の有無

対象者の見守りや看取り等についての民生委員との情報連携の有無を尋ねた。その結果、「主が元気なときから実施」が9.7%（109名）、「死期が迫ったタイミングで実施」が3.5%（39名）、「死後に初めて連絡を実施」が16.2%（183名）、「実施していない」が70.6%（796名）となった。ケースワーカーの印象に残っている亡くなった受給者で、生前からケースワーカーが民生委員と連携しているのは約1割であることが確認された。

(6) 考察

本研究におけるアンケート調査の結果から、生活保護業務に携わるケースワーカーの3割弱は社会福祉に関連し、支援に関わる専門資格を保有していることが理解できる。しかしながら、大学卒業後から10年程度の年齢層がケースワーカーとしての業務を担当しており、経験年数も1年から4年程度であるため、業務内容の蓄積が引き継がれない実態が明らかであった。そのため、受給者の看取りに際して、どのような支援を行えばよいか、指導や研修がなければ判断に迷いを生じさせる可能性の高い人たちが多いということ指摘できるだろう。また、ケースワーカー自身も看取りを経験した人は2割程度であり、生活を支援するという一部の「死」も含まれるとは想像しがたい状況にあることがうかがえる。加えて、国が自らの死について本人や家族、専門職と話し合いを行う必要性(ACP)を推奨していることについて、ケースワーカーの8割は知らないと回答しており、「看取り」を意識することは少ないことが明白であった。

また、福祉事務所の看取り等の体制においては、生活保護法上の「葬祭扶助」に関してはマニュアル等が整備されており、確認さえすれば手続きを行える状況にある。一方で、高齢者あるいは障害者支援の領域において、「意思決定支援」や「終末期ケア」における死後事務等の支援のあり方が少しずつ広まりを見せており、専門職もこれらを意識した業務遂行の必要性が生じている。しかし、受給者の意思決定を支援する研修や終末期における「終活」等の支援事業の実施は9割近くの自治体で実施しておらず、生活保護行政の特異性が表れていると指摘できる。

さらに、受給者に対するケースワーク実践として、受給者への訪問回数は2~4回程度となっており、頻回には訪問できない状況がうかがえる。加えて、葬祭に関することをやりとりすることは数少なく、受給者が希望する葬儀を行うことは難しい状況であると言える。さらに、半数近くは親族への連絡が死後もしくは死期が迫った中で行われることが明らかとなった。これは、受給者が家族や親族と疎遠になりがちであることが背景になると推測され、親族に看取られることも少ない状況であることが理解できる。

また、受給者の看取りにおいて、地域包括支援センターとの連携や医療職あるいはケアに携わる人たちとの連携はほとんど行われておらず、受給者の看取りは、生活保護ケースワーカーの肩に重くのしかかっていることが理解できる。また、連携する業務に時間を割くことができない状況にあることも本研究の調査結果より把握できたことである。

表1 対象者の属性

	N=1167	
	n	(%)
性別		
男性	855	(73.5)
女性	287	(24.7)
回答したくない	21	(1.8)
年齢		
20歳未満	1	(0.1)
20－24歳	102	(8.8)
25－29歳	288	(24.8)
30－34歳	240	(20.7)
35－39歳	188	(16.2)
40－44歳	107	(9.2)
45－49歳	99	(8.5)
50－54歳	72	(6.2)
55－59歳	43	(3.7)
60－64歳	20	(1.7)
65歳以上	2	(0.2)
最終学歴		
高校卒業	99	(8.6)
短期大学卒業	47	(4.1)
4年制大学卒業	985	(85.2)
大学院修了	25	(2.2)
保有資格*		
なし	571	(51.7)
社会福祉士	262	(23.7)
精神保健福祉士	54	(4.9)
介護福祉士	38	(3.4)
保育士	40	(3.6)
看護師	7	(0.6)
その他	260	(23.6)
ケースワーカー勤務年数合計		
1年未満	202	(17.4)
1～4年	635	(54.6)
5～9年	264	(22.7)
10～14年	44	(3.8)
15年～19年	10	(0.9)
20年以上	8	(0.7)
担当世帯数		
60世帯未満	252	(21.7)
60～79世帯	336	(29.0)
80～99世帯	349	(30.1)
100～120世帯	153	(13.2)
121世帯以上	60	(5.2)
答えたくない	9	(0.8)
以前に経験した職務分野*		
高齢福祉分野	155	(16.3)
障害福祉関係	138	(11.8)
児童福祉関係	161	(16.9)
地域福祉関係	40	(4.2)
教育関係	123	(12.9)
医療関係	117	(12.3)
その他	490	(51.6)
身近での看取り経験*		
在宅での看取り	70	(6.1)
病院での看取り	274	(23.7)
なし	736	(63.7)
答えたくない	50	(4.3)
その他	52	(4.5)
アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の認知		
意味も含め知っていた	122	(10.5)
意味は知らないが聞いたことがある	206	(17.7)
全く知らない	821	(70.7)
その他	12	(1.0)

*複数回答項目のため重複あり

表2 福祉事務所の看取り体制

N=1167

	n	(%)
「受給者死亡前後のCW業務に関する処理マニュアル等」の有無*		
自治体として備えている	78	(6.8)
部署内で備えている	336	(29.1)
特に存在しない	760	(65.8)
「受給者死亡前後のCW業務に関する処理マニュアル等」の内容*		
本人の医療に関する意思確認に関わる手続き	26	(5.5)
本人の葬儀や埋葬に関する意思確認に関わる手続き	121	(25.5)
医療機関や介護施設との連絡調整や手続き	149	(31.4)
親族との連絡調整や手続き	231	(48.6)
葬祭執行人やそれに準ずるものとの連絡調整及び手続き	246	(51.8)
葬祭業者への連絡及び手続き	241	(50.6)
葬祭扶助の決定方法及び廃止や減員の手続き	324	(68.2)
その他	74	(15.6)
受給者の意思決定支援についての研修の有無*		
自治体として実施している	16	(1.4)
福祉事務所として実施している	21	(1.8)
都道府県等の合同研修で行っている	18	(1.5)
特に存在しない	770	(66.8)
分からない	327	(28.4)
生活保護受給者の利用可能な終活支援事業等の有無		
自治体として実施している	82	(7.1)
福祉事務所として実施している	24	(2.1)
特に存在しない	802	(68.7)
分からない	249	(21.3)

*複数回答項目のため重複あり

表3 亡くなった対象者へのケースワークについて

N=1167

	n	(%)
年間訪問計画回数	1117	
Mean (SD)	4.91 (17. 289)	
葬祭の実施方法についての受給者への意思確認		
主が元気なときから実施	78	(6.9)
死期が迫ったタイミングで実施	153	(13.6)
実施していない	892	(79.4)
葬祭の実施方法についての受給者の親族との連絡調整		
主が元気なときから実施	48	(4.3)
死期が迫ったタイミングで実施	222	(19.7)
死後に初めて連絡を実施	472	(41.9)
実施していない	385	(34.2)
見守りに関して利域包括支援センターとの連携の有無		
あり	284	(25.2)
なし	844	(74.8)
看取り体制構築に向けた医療・ケア職とのカンファレンスの有無		
あり	139	(12.3)
なし	990	(87.7)
見守りや看取り等についての民生委員との情報連携の有無		
主が元気なときから実施	109	(9.7)
死期が迫ったタイミングで実施	39	(3.5)
死後に初めて連絡を実施	183	(16.2)
実施していない	796	(70.6)

②研究の経過（研究課題2）

研究課題2について、課題名と実際におこなった内容を具体的に記述してください。

研究課題2：生活保護業務に携わるケースワーカーの受給者の終末期ケアの実態に関するインタビュー調査とその結果

実施内容：

（1）調査対象

アンケート調査実施時にインタビュー調査の諾否依頼を行い、許可を得たケースワーカーと雪だるま式サンプリングにて調査依頼を行い、許可を得たケースワーカー4名に対し、対面またはオンライン会議システムを用いてインタビュー調査を実施した。一人あたり1時間程度のインタビュー調査を実施した。

（2）手続き

調査期間は2024年5月から9月にかけて、個別による半構造化面接を実施した。

（3）調査内容

質問項目は①対象者の属性、②ケースワーカー職への思い、③職場の環境、④看取りの状況・支援の内容、⑤看取り後の状況・支援の内容、⑥死生観等の6項目とし、原則オープンクエスチョンで調査対象者に自由に語ってもらうようにした。なお、インタビューの実施に際して事前に対象者に許可を得てICレコーダーでの録音を行った。

（4）分析方法

インタビュー調査結果の分析については、半構造化面接で得られたデータを佐藤郁也の質的データ分析法に依拠して実施する。これは、様々な文章を質的にコーディングしてセグメント化することで脱文脈化した後に、カテゴリー化して再度文脈化をすることで、その事象に隠れる概念を把握する手法である。文脈から切片化する点で類似の手法であるグランデッド・セオリーアプローチとは、「①事例の分析に重点を置く、②文書セグメントがおかれている元の文字テキストの文脈を重視する、③コーディングの作業において、帰納的なアプローチだけでなく演繹的なアプローチをも積極的に活用する」という3点で大きく異なっている（佐藤2008）。本研究は、インタビューの前段として、アンケートを行っているが、帰納的なアプローチだけでなく演繹的なアプローチでのコーディングを積極的に活用する本手法であれば、アンケート調査を活用した分析が円滑に進めることが出来る。そこで、本研究のテーマである受給者の終末期ケアに対するケースワーカー業務の実態と看取り意識を明らかにする目的が達成できると考え、本手法を分析方法として採用することにした。

（5）倫理的配慮

本調査は、法政大学倫理審査委員会の承認（研倫23030_1号）を得て実施した。対象者に対しては、本研究の趣旨途方法を十分に説明し、研究協力の任意性と撤回の自由を伝えた上で協力の同意を得た。またインタビューの質問項目が対象者の負担とならないよう、回答の拒否、中断または中止が可能なこと、またその際のデータを全て破棄することを説明した。研究内容の報告についてはその範囲を示すとともに、公表に際して個人を特定できる情報をプライバシーに純分配慮して匿名化処理し、個人が特定されないようにすることについても個別に説明を行った。

(6) 調査結果

①対象者の概要

本研究においてインタビュー調査対象となった4名のケースワーカーの概要を以下に記していく(A, B, C, D)。それぞれの属性は以下の通りである。

A：関東圏内都市部の福祉事務所に勤務。他福祉分野の勤務経験無し。社会福祉士資格所持。

B：地方の福祉事務所に勤務。他福祉分野の勤務経験あり。保健師免許所持。

C：関東圏内都市部の福祉事務所に勤務。他福祉分野の勤務経験あり。社会福祉資格所持。

D：地方の福祉事務所に勤務。他福祉分野の勤務経験あり。社会福祉資格所持。

②ケースワーカー業務の実態と看取り意識の構造

4名のケースワーカーに対するインタビューデータを分析し、ケースワーカー業務の実態と看取り意識の関連するプロセスの構造として55のコード、10のサブカテゴリー、6つのカテゴリーを抽出した。コードは「」、サブカテゴリーは〈〉、カテゴリーは【】で記していく。

a. 【福祉事務所の体制】

ここでは、「新人の多さ」「事務作業中心で業務量が多い」「職員の専門性の不足」「高齢世帯の多さ」「人の死まで携わる業務の特殊性」「業務内容や受給者との相性がCWには大切」「支援のためには経験が必要」「異動スパンの短さ」といった8つのコードが抽出された。やはり、アンケート調査の結果と呼応する内容が語られていることが明らかであった。

b. 【ケースワークとしての相談援助】

ここでは〈日常の受給者との会話〉のなかで「死についての受給者の語り」「CWから見る受給者の様子」「傾聴しかできない助言指導」と〈意識的な意思確認〉での「ACPのメリット」「CWがACPに関わる限界や責任への心配」「ACPを通じて変化する受給者へのまなざし」といった2つのサブカテゴリーにおいて、それぞれ3つのコードが抽出された。アンケート調査では、ACPはケースワーカーの大多数が「知らない」と回答していたが、ACPを知っているケースワーカーによる相談支援においては、訪問などに際して、「死」について語られることを受け止め、その先にどうしたいのかを聞き取る力が備えられていることが明らかであった。また、ACPを知っているからこそ、看取りにおいて関わる必要性ができてくるものの、法律にもとづいて支援するケースワーカー業務には看取りケアは含まれていない。そのため、看取りケアに関わることへの躊躇や迷いが業務としての限界を感じさせていることが言えるのだろう。

c. 【受給者本人不在で粛々と進む手続き】

ここでは、5つのサブカテゴリーが抽出された。〈緊急時の連絡を受けての行動〉のなかで「遺体の発見・連絡」「後続手続きの段取り」「短時間での事務作業」「関係機関がおらずCW単独で対応する場合の困難」の4つのコードと、〈親族への対応依頼〉では「親族への連絡」「生前の関わりを拒否する扶養義務者の存在」「葬式や引き取りを拒否する親族の存在」「頼れる親族がいることの重要性」「CWの役割としての割り切り」「感情的な親族への怒りや負担感」「親族の感情的な

態度への冷静な受け止め」の7つのコードが抽出されている。また、〈受給者の死に際して、親族の代わりにCWが求められてしまうこと〉では、「ワーカーは身元保証人ではない」「不動産屋からのクレーム」「残置物の扱い」「CWが遺骨の受け取り」「斎場にCWが行く」「病院からの延命措置の判断要求」「本人危篤・死亡時の病院からの緊急連絡への対応」「病院と関わる難しさ」の8つのコード、〈葬祭扶助・埋葬の手配〉では「葬祭扶助実施後に遺骨を受け取る親族」「自治体による葬祭扶助運用の違い」の2つのコード、〈葬祭扶助の支出と廃止のあっけなさ〉では「(生活保護) 廃止のあっけなさ」「遺留金の処理の困難」の2つのコードが抽出された。

受給者の看取りに際して、ケースワーカーは親族調査を元に対応していくことになるが、一般的に葬祭は親族が執り行うものであるはずが、生前の関係性や人間関係の複雑さから関わりを持たない、拒否する人があまりにも多く、ケースワーカーが最期を締めくくることが圧倒的に多いことが理解できる。なかでも医療機関との対応など、命に関わる判断を求められるとなると、その人の人生を終わらせることになるなど、ケースワーカー自身が責任を感じることであり、心身の負担は計り知れない。なおかつ、アンケート調査では20代から30代のケースワーカーが多数を占めている現在では、人の死に関わることも少なくないだろう。そうした中で、ここで示されているコードに表される対応を行わなければならない状況を考慮すると、感情の鈍麻につながることは否めない。また、ケースワーカーの感情的な側面ならず、これまでの関わりがあった受給者の保護廃止手続きはあまりにもあっけないということに、受給者の死のはかなさを覚えるケースワーカーも存在している。ケースワーカーは生活保護に関わる事務手続き者ではあるが、やはり受給者の死について多くの感情的側面や課題を抱えることとなり、この点を曖昧にしている生活保護行政のもろさが浮き彫りとなったけっかであると言えるだろう。

d. 【クライアントの死を受けてのCWの感情】

ここでは、「慣れない死への受け止め」「急な死への驚き」「安堵の罪悪感」「後悔・無力・責任感」「個人への憐憫」「死にショックを受けない」といった6つのコードが抽出された。受給者の死に際して、あまりにも多くの業務を抱えるケースワーカーだからこそ、感情の鈍麻は著しいことがうかがえる。慣れない死を受け止めるには感情を鈍化させることが自らを防衛する手段でもあるため、仕方がないのかもしれないが、ケースワーカーの精神衛生に対しては、もう少し組織的に対応していく必要があるのではないだろうか。また、こうした自己を防衛するために、死を直接的に見つめないようにし、「死にショックを受けない」ようにする必要もあることが推測される。加えて、受給者の死に対して、「安堵」したことへの罪悪感は、看取ることが曖昧にされているケースワーカーの状況と看取るまでも行わなければならなかったケースワーカーのアンビバレントな感情の行き来が見て取れる。このようなケースワーカーの感情の揺れ動きを受け止める環境の構築は急務であるといえる。

e. 【精神的負担から身を守るための対処】

ここでは、〈職場〉と〈個人〉の2つのサブカテゴリーが抽出された。〈職場〉では、「仕方がないと割り切ることを可能にする職場の雰囲気」「同僚との気持ちの共有」の2つのコード、〈個人〉では「死に対して事務的に対応できるようになる」といったコードが抽出された。

自らが担当する受給者の死について、寂しさや支援のあり方について省察することのできるケースワーカーが、職場の雰囲気に飲み込まれて「仕方がない」と割り切っていく様相が生活保護行政にはあるのだろうか。気概のあるケースワーカーが職場環境に飲み込まれなければ、自らの

身を守ることができない状況を改善する必要があるだろう。しかしながら、仲の良い同僚と気持ちを共有する以外に自らを守る手段がないというのは、職場における専門性の欠如といわざるを得ない。アンケート調査結果において、相談支援を行う専門的な資格を有している人の割合は 2 割程度であり、理論的な根拠を持って解決する手段を講じることができない状況であると指摘できる。

f. 【個人のこと】

ここでは、「ケース数」「地区の特徴」「異動」「経験した受給者の死」「福祉職」「資格」「ケースワーカーになったきっかけ」「経験」といった 8 つのコードが抽出された。ケースワーカー個人が担当するケース数はアンケート調査においても 80 から 100 件近くが圧倒的に多く、このケースの状況を理解する訪問回数を確保することも困難な状況であることは理解できる。加えて、異動も 3～4 年程度で行われ、自らの実践知を昇華させる段階までには至らないことも推測できる。また、自ら望んで生活保護行政に携わっている人は少ない状況の中で、福祉職のあり方について考えることが多いということも理解できる。しかし、受給者の看取りに積極的に関わることができる地区も存在しており、そこには核となる人物の存在が影響している。核となる人物は、医療的な知識を持ち合わせた専門性を有しており、自らが多くの受給者の看取りに携わった経験から、生活保護行政においても看取りについて考究できる体制を構築しており、受給者の看取りに携わるケースワーカーを守ることにも結実している。こうした体制は非常に稀な存在ではあるものの、受給者の看取りに際して課題を抱えていると感じている自治体との連携体制まで発展している。看取りに精通し、ケースワークについても「支援」として捉えることのできる人物の存在は、ケースワークの構造的変化を起こすことが可能であるため、地区の発展に取り組むことが可能となるが、多くの場合、ここまでに至ってはいないと言える。

表 4 分析結果一覧表

カテゴリー	サブカテゴリー	コード	頻度
	福祉事務所の体制		
		新人の多さ	3
		事務作業中心で業務量が多い	12
		職員の専門性の不足	2
		高齢世帯の多さ	2
		人の死まで携わる業務の特殊性	2
		業務内容や受給者との相性がCWに大切	1
		支援のためには経験が必要	10
		異動スパンの短さ	2
	ケースワーク対人相談援助		
		日常の受給者との会話	
		死についての受給者の語り	21
		CWから見る受給者の様子	27
		傾聴しか出来ない助言相談	50
		意識的な意思確認	
		ACPのメリット	7
		CWがACPIに関わる限界 や責任への心配	14
		ACPを通じて変化する受給者へのまなざし	3
	受給者本人不在で肅々と進む手続き		
		緊急時の連絡を受けての行動	
		遺体の発見・連絡	11
		後続手続きの段取り	23
		短時間での事務作業	1
		関係機関がおらずCWが単独で対応する場合の困難(訪問看護の場合含む)	4
		親族への対応依頼	
		親族への連絡	5
		生前の関わりの拒否をする扶養義務者	11
		葬式や引き取りを拒否する親族の存在	13
		頼れる親族がいることの重要性への認識	8
		CWの役割としての割り切り	4
		感情的な親族への怒りや負担感	12
		親族の感情的な態度への冷静な受け止め	5

	受給者の死に際して、親族の代わりにCWが求められてしまうこと		
		ワーカーは身元保証人ではない	7
		不動産屋からのクレーム	11
		残置物の取り扱い	5
		CWが遺骨の受け取り	5
		斎場にCWが行く	5
		病院からの延命措置の判断要求	14
		本人危篤・死亡時の病院からの緊急連絡への対応	9
		病院と関わる難しさ	13
	葬祭扶助・埋葬の手配		
		葬祭扶助実施後に遺骨を受け取る親族	1
		自治体による葬祭扶助運用の違い	1
	葬祭扶助の支出と廃止のあっけなさ		
		廃止のあっけなさ	7
		遺留金の処理の困難	1
クライアントの死を受けてのCWの感情			
		慣れない死の受け止め	4
		急な死への驚き	9
		安堵への罪悪感	3
		後悔・無力感・責任感	9
		故人への憐憫	5
		死にショックを受けない	8
精神的負担から身を守るための対処			
	職場		
		仕方が無いと割り切ることを可能にする職場の雰囲気	9
		同僚との気持ちの共有	13
	個人		
		死に対して事務的に対応できるようになる	24
個人のこと			
		ケース数	1
		地区の特徴	3
		異動	4
		経験した受給者の死	3
		福祉職	2
		資格	2

5. 総合考察

本研究では、受給者の看取りに対し、担当するケースワーカーがどのような看取りを行っているのか、看取りに際して、どのような感情を抱くのかを明らかにしてきた。アンケート調査結果ならびにインタビュー調査を元に考察を行っていく。

(1) 受給者の看取りに関わるケースワーカーの置かれた状況

これまで筆者は看取りに関する調査研究を進めてきたが、生活保護における看取りについては、金銭的なやりとりの上で『支援』が展開する領域であることを強く実感した。ケースワーカーにとって受給者の死は、保護の廃止という実務が伴い、葬祭扶助の支給などが前提となる。そのた

め、自らの担当した方の死を悼む間もなく、親族への連絡や関係機関への対応など、業務に忙殺される日々に突入することも明らかとなった。加えて、受給者は単身世帯や高齢世帯が多く、ある意味、ケースワーカーが親族の代理とならざるを得ない状況も多々発生していることがうかがえた。生活保護実践には多様なマニュアルや規定があるものの、看取りに際しての規定やマニュアルは皆無に等しく、ケースワーカーが単独で動かざるを得ない状況が生じている。こうした実践は制度の枠を超えているものであり、援助者の「善意」に支えられた社会福祉サービスなのである（佐藤 2009）。「善意」であるからこそ、ケースワーカーが負の感情を抱きやすく、その感情を受け止める先は皆無に等しい。もちろん、インタビュー調査において、ケースワーカーの看取り体制を構築している地域も存在していたが、そうした地域は、医療機関や社会資源が少ないからこそ連携を行わなければならない、また、看取りに際して専門的な知識を有した核となる人物が存在していたこともケースワーカーの看取りを意識することができたと指摘できる。こうした状況は一部の地域ではあるものの、他者の死を経験するケースワーカーの実践の振り返りを行うことができる場作りが行われている。専門職が負の感情を抱かず、自らの精神的負担感を解消するためには、実践内容の振り返ることが重要な要素であることは過去に指摘してきた（佐藤 2009）。生活保護行政における看取りに特化した実践の振り返り体制を構築することは、ケースワーカーの精神的な負担感を軽減する一助となり得ることを指摘しておきたい。

（2）マイノリティとしての看取り

生活保護行政においては、ケースワーカーの裁量が非常に大きく且つ重要であることが理解できる。看取りにおいてもその点はあまり差違はない。ある意味、属人的な業務であることは否めないだろう。そのため、受給者の死に際して、医療者と延命措置のやりとりを行ったり、遺骨の引き取り、斎場に出向くケースワーカーもいれば、業者にお任せをしているケースワーカーもいる。ケースワーカーの業務は多忙であり、ソーシャルワーク実践としての専門性は不足した状況であることは否めない。しかし、日常生活のあらゆることにおいて、受給者はマイノリティとして扱われることが多々あるのに加え、死にゆく過程においても、置き去りにされているのではないかと思う。本調査結果から、受給者は死を迎えることについてもマイノリティにならざるを得ないのではないかということが危惧される。死にゆく人そのものがマイノリティであるという点については、『死ぬ瞬間』の著者であるキューブラ・ロスが指摘している。彼女は、死にゆく人たちの生活や感情が置き去りにされていることにいら立ちを覚え、結果として「死の研究者」となっていくのである（田口、2008）。受給者が看取りまでマイノリティであることは悲しい現実である。しかし、今回の調査結果において、受給者の看取りにおけるケースワーカーの苦悩は、どこにも表明されていないものであった。これらを把握し整理できたことは、今後の受給者の看取りケアについて考究していく第一歩となったといえる。

付記

本研究は、ユニバール財団研究助成を受けて実施することが可能となった。ここに感謝を申し上げる。

6. 引用・参考文献

- 赤坂憲一(2016)「生活保護行政におけるケースワーカーの裁量」『年報 公共政策学』10,269-286.
- 有田健一(2014)「ACP (アドバンス・ケア・プランニング) の普及に向けて」『広島県医師会速報』2235,
- 池谷秀登(2017)『生活保護ハンドブック : 「生活保護手帳」を読みとくために』 日本加除出版
- 岩田正美(2021)『生活保護解体論 : セーフティネットを編みなおす』 岩波書店.
- 植村和正(2015)「アドバンス・ディレクティブとリビング・ウィル(総論)」『日本老年医学会雑誌』52(3),207-210.
- 浮ヶ谷幸代(2019)「日本における「看取り文化」を構想する一死と看取りをめぐるケア、選択、場所性をてがかりに」『文化人類学』84(3),281-294.
- 浮ヶ谷幸代(2020)「「死」と「死にゆくこと」の人類学:「看取り文化」の新たな地平に向けて<共同研究:現代日本における「看取り文化」の再構築に関する人類学的研究>」『民博通信』166,14-15.
- 木澤義之・志真泰夫・高宮有介ほか (2023)『アドバンス・ケア・プランニング(acp)の概念と実践への取り組み』 青海社.
- 小島美里(2022)『あなたはどこで死にたいですか?: 認知症でも自分らしく生きられる社会へ』 岩波書店
- 小谷みどり(2017)「生活保護と「無縁死」」『Life design report = ライフデザインレポート』221,21-24.
- 小山進次郎(1975)『生活保護法の解釈と運用 改訂増補』中央社会福祉協議会.
- 齋藤正彦 (2023)「【高齢者の社会的孤立・孤独とメンタルヘルス】高齢者の社会的孤立・孤独と認知症」『老年精医誌』34(2),140-146.
- 佐藤繭美 (2009)「ソーシャルワークにおける終末期ケアの意義: 介護老人福祉施設及び知的障害者施設職員 の終末期ケアに関する意識の比較検討」『現代福祉研究』第9巻 51-68.
- 莊村明彦(2023)『生活保護手帳 2023 年度版』中央法規出版.
- 白取耕(2022)「生活保護ケースワーカーに対する組織としてのストレスマネジメント ― 業、異動、人的サポート―」『自治総研』48(526),40-62.
- 人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会(2018)『人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン 解説編』.
- 総務省行政評価局(2020)『地方公共団体における遺品の管理に関する事例等 (遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書別冊)』.
- 生活保護手帳別冊問答集編集委員会(2023)『生活保護手帳別冊問答集 2023 年度版』中央法規出版.
- 日本少額短期保険協会孤独死対策委員会(2022)『第7回孤独死現状レポート』日本少額短期保険協会.
- 高橋通規(2013)「総説 緩和ケアのこれまでとこれから」『仙台医療センター医学雑誌』3, 21-32.
- 田口ランディ (2008)「エリザベス・キューブラー・ロス その生と死が意味すること」島蘭進・竹内整一『死生学1・死生学とは何か』東京大学出版会 187-209.
- 田中秀和(2020)「生活保護ケースワーカーの現代史 ―漫画作品に描かれたソーシャルワーカー像

- の検討―』『立正社会福祉研究』22(36),57-63.
- 中央法規出版編集部(2023)『生活保護関係法令通知集 令和5年度版』中央法規出版.
- 鶴若麻理(2007)「第6章 終末期へのまなざし：生命倫理の立場」袖井孝子『死の人間学』金子書房,127-142.
- 二本松直人・若島孔文(2021)「生活保護ケースワーカーのストレス要因に関する研究動向」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』69(2),265-277.
- 二本松直人・若島孔文(2022)「生活保護ケースワーカーのストレス要因測定尺度の開発」『心理学研究』93(4),337-347.
- 日本老年医学会(2019)「ACP 推進に関する提言」『日本老年医学会雑誌』56(4),411-416.
- 日本医師会(2018)『終末期医療 アドバンス・ケア・プランニング(ACP)から考える』日本医師会.
- 原政代・黒田研二(2020)「生活保護ケースワーカーによる受給者の健康支援に関する研究―都市部福祉事務所における質問紙調査の分析―」『人間健康学研究』13, 43-54.
- 布川日佐史(2009)『生活保護の論点：最低基準・稼働能力・自立支援プログラム』山吹書店.
- 福村雄一(2022)『ACP と切っても切れないお金の話』.日経 BP マーケティング.
- 堀江尚子(2015)「福祉の現場から 貧困単身高齢者の生活時間構造の実態と孤独死への対応の検討 生活保護施設退所者自宅への訪問調査分析より」『地域ケア』17(5),50-53.
- 松浪容子・古瀬みどり(2023)「現業員による受給者への禁煙支援に関するツールの有効性の検討」『日本禁煙学会誌』18(2),40-49.
- 宮下淳(2023)「日本版アドバンス・ケア・プランニングの定義及び行動指針」『日本エンドオブライフケア学会誌』7(1),2-7.
- 吉永純(2024)『生活保護行政運用・判例・裁決データ集成 資産・各扶助・収入認定を中心に』明石書店
- 読売新聞「お葬式、親族が施行拒むケース増加…困窮者の扶助費が初の100億円突破」(<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230906-OYT1T50196/>,2025.2.14)
- Kishino Megumi, Ellis-Smith C, Afolabi Oladayo et al.(2022)Family involvement in advance care planning for people living with advanced cancer: A systematic mixed-methods review, Palliat Med, 36(3),462-477.
- Nouri S, Lyles CR, Rubinsky AD, et al.(2020)Evaluation of neighborhood socioeconomic characteristics and advance care planning among older adults, JAMA Network Open, 3(12),e2029063.
- Rietjens JAC, Sudore RL, Connolly M, et al.(2017) Definition and recommendations for advance care planning: An international consensus supported by the european association for palliative care, Lancet Oncology. 18(9):543-551.
- Sudore RL, MD, Lum HD,MD PhD, You JJ, MD, et al. (2017)Defining advance care planning for adults: A consensus definition from a multidisciplinary delphi panel. J Pain Symptom Manage. 53(5),821.
- Sudore RL, Stewart AL, Knight SJ, et al. (2013)Development and validation of a questionnaire to detect behavior change in multiple advance care planning behaviors, PLoS ONE, 8(9),e72465.

③成果・期待される波及効果等

研究を実施して得られた成果および期待できる波及効果について記述してください。

本研究において、生活保護実務にあたるケースワーカーの実情及び受給者の看取りについての対応が初めて明らかとなった。受給者の看取りを意識できない状況は、生活保護実務の内容が金銭給付に関わる制度上の「手続き」が中心であるため、「支援」や「ケア」にまで発展できない実情が深く絡んでいることが推察された。また、生活保護実務の中で、専門性を有しているケースワーカー数の少なさ、若手職員が多いことによる経験年数の乏しさなどから、専門性を発揮するには非常に困難であることがうかがえた。しかしながら、インタビュー調査では、ケースワーカーが中心となって受給者の看取りに向けた体制づくりを進めている地域があることも今回の調査で明らかとなった。この研究は生活保護領域および終末期ケアにおいて非常に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

④成果物

本研究について発表した論文、刊行物、シンポジウム等の情報を記載してください。
参照 URL がある場合はそれを含めてください。

なし（法政大学大学院修士論文報告会についての報告あり）

⑤写真

研究実施中の様子、成果物等の写真を掲載してください。（各写真にキャプションを付けてください。）

なし